

西会津町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 西会津町

事 業 名 : 農業集落排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用(平成32年度に法適用に移行検討)
処理区域内人口密度	現況処理区域内人口2,053人 ÷ 処理区域面積 (供用開始区域) 166ha = 12.37	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	6処理区(小島処理区、森野処理区、宝川処理区、白坂処理区、笛川処理区、野尻処理区)		
処理場数	6ヶ所(小島処理場、森野処理場、宝川処理場、白坂処理場、笛川処理場、野尻処理場)		
広域化・共同化・最適化実施状況*	現時点では該当無し。 一部処理区を下水道事業へ統合することを検討中。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事業の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事業の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	水道水のみ使用の場合は、使用した水量を下水道の使用量とし、水道水以外を使用している場合や水道と水道水以外を併用して使用する場合は1人当たり5m ³ 使用するものと推定し、世帯人数に応じて料金を計算する。 基本使用料 10m ³ まで 2,100円 超過使用料 10m ³ を超えて1m ³ につき 220円 (上記、使用料については消費税抜きの金額となっている。)		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用に同じ		
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用に同じ		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,515 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,649 円
	平成26年度 4,644 円		平成26年度 3,710 円
	平成27年度 4,644 円		平成27年度 3,818 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	正規職員4名、委託・臨時職員 各1名
事 業 運 営 組 織	平成17年度にそれまで水道課と下水道課と分かれていた部署が、機構改革により統合されこれまで維持管理等について、10名体制で行っていたものを現在は6名体制で運営している。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理場の運転、維持管理 ・管渠の維持管理(清掃等)
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

本町農集排事業の経営的特徴として、公共下水道ほどではないが汚水処理原価が非常に高く、人口減少などのため施設利用率が低いこと、使用料単価は1m ³ あたり185円程度で決して安くはないが、現状、汚水処理原価に占める資本費が高いため、結果として経費回収率が50%と低い。整備はほとんど完了しているため、当初設置施設の地方債償還金(資本費)のピークが平成33年度頃であり、その後は汚水処理原価が下がりはじめ、経費回収率も向上してくると考えられる。 一方で、供出開始後20年を経過した処理区もあり、施設の長寿命化(老朽化対策)が喫緊の課題である。管渠は耐用年数の半分にも満たないため当面の更新は無い。しかしながら処理場については既に耐用年数を超過している地区がある他、6処理区中、野尻を除く5地区において本計画期間中に耐用年数を超過する。このため、今後、本格的な改築更新時期を迎えることから、全処理区を対象とした長寿命化(老朽化対策)を計画的かつ効率的に進めることを目的に、最適整備構想の策定に取り組む予定である。

2. 経営の基本方針

- 農業集落排水処理施設の整備はほぼ完了しており、今後はさらなる接続率の向上に努め、施設利用の促進と料金収入の増加を図る。
- 処理場(6ヶ所中5ヶ所)の機械・電気設備は本計画期間中に標準耐用年数を超過するが、現状で不具合はほとんど無いことから、今後においても施設・設備の長寿命化対策(老朽化対策)を進め、更新費用の低減と平準化を図り、持続可能な事業運営を行っていく。
- 良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストの低減を踏まえた施設管理を行っていく。また、前項と合わせ、最適整備構想に基づき、施設の健全度の維持および向上を図っていく。
- 人口減少やこれに伴う料金収入減に対応できる安定した経営基盤の確立をめざすため、近接する他事業(公共下水道・野沢処理区)との統合などを検討し、污水处理事業は町全体で効率化を図っていく。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
整備はほとんど完了しており、計画期間においては処理場の長寿命化(老朽化対策)などを主たる事業内容とするほかにも、公共下水道との統合を検討していく。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
処理場における機雷等の改築更新については、本計画期間中に6ヶ所中5ヶ所で対策が必要となる。そのため機器・設備の長寿命化を進めると共に、計画的かつ効率的に対策を行うため、最適整備構想を策定し、同構想に基づき長寿命化(老朽化対策)を進める。管路については現時点では処分制限期間も超過していないため、本計画期間内では適正な維持管理に努める。
- 広域化・共同化・最適化に関する事項
公共下水道の処理区域に近接する農集排処理区の統合については、農集排処理区への投資効果を最大限発現させるよう検討する。
- 投資の平準化に関する事項
本計画期間内での主な資本的投資は処理場の一部改築更新であり、最適整備構想の策定において投資の平準化を図っていく。また、公共下水道事業施設との統合についても検討していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
収益的収入において、本町は整備がほぼ完了していること、人口減少下にあること、水洗化率が86%程度で漸増傾向等を踏まえ、このままでは現状の料金収入の微増傾向から減少傾向へ転じてしまう。また、汚水処理原価(資本費)が非常に高く、当面の間はこれまでどおり一般会計繰入金で補填する。当初設置施設にかかる地方債償還金のピークは平成33年度であり、今後は増加が予想される老朽化対策費を考慮しながら運営していくこととなる。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は近年、3200万円ほどで微増状況である。人口減少など使用料収入の減少要因があるため、現状の水洗化率(86%)をさらに改善し平成38年度に90%を目指す。また接続率向上のための啓蒙活動を積極的に行う。
- 企業債に関する事項
当初設置施設にかかる地方債償還金(資本費)については平成33年をピークに減少していく。基本的に整備はほぼ完了しているため、今後の投資は主に老朽化対策となる。本町では最適整備構想を平成31年度頃から策定し、施設の長寿命化、老朽化対策の平準化を図っていく。
- 繰入金に関する事項
一般会計繰入金については、収益的支出において使用料収入でまかなえない分としている。主な支出は支払利息であり、当初施設の投資にかかる支払利息は今後10年で半減する予定であるため、一般会計繰入金も当初施設にかかる費用については半減する。増額要因は老朽化対策が主であるため、老朽化対策の効率的かつ効率的な投資により一般会計繰入金の増加要因を抑制するため、今後、最適整備構想作成に着手する予定である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
処理施設の維持管理では長期契約等、維持管理費の削減を検討していく。
- 職員給与費に関する事項
現状の職員数は既に人員削減を重ねた結果であるため、当面は現状維持を考えている。今後、事業の進捗状況に応じ、見直しを進める。職員給与制度は町の制度を適用しており、引き続き必要な見直しを進める。
- 動力費・薬品費に関する事項
省エネ設備への更新により動力費および薬品費を削減する方針だが、施設の健全度状況から本計画期間内での更新はない。
- 修繕費に関する事項
特に処理場設備を標準耐用年数の1.5倍程度は利用し長寿命化を図るために、更新費を抑制する代わりに更新費ほどではないが修繕費が増加する。設備の更新のタイミングは今後最適整備構想を作成し、これに基づき実施する予定。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道の処理区域に近接する農集落処理区の統合について平成28年度に検討中であり、同結果に基づき処理区統合を行い、公共下水道施設の投資効果を最大限発現させる。
投資の平準化に関する事項	本計画期間内での主な資本的投資は処理場の一部改築更新と公共下水道との処理区統合であり、最適整備構想や統合計画の策定し、今後の投資計画を見直していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来的には必要であるとの認識はある。現状、同類型団体と比較しても高い水準であり、また、公共下水道事業との調整などを考慮し、時期や金額の詳細は今後検討する。今回、水洗化率の約4%増(90%)を目標とし、料金単価改定は今後検討していくものとして試算した。結果、今後の支払利息の減少幅が大きく、他会計繰入金は減少する結果となつたが、今後、同事業の法適用への移行を考慮し、料金改定も含め精度良く検討していくこととした。
資産活用による収入増加の取組について	マンホール蓋の宣伝スペース提供による収入などを検討していく。
その他の取組	建設改良については、国の補助事業活用や地方債を発行するなど、適切な財源確保を検討していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設の維持管理等、長期契約、性能発注など包括的民間委託の要素を取り入れ維持管理費の削減を検討していく。
職員給与費に関する事項	農業集落排水処理事業には、1名の職員給与費を計上しているが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討していく必要があると考えている。
動力費に関する事項	使用機器の消費電力量削減については、今後の課題であり、新電力の導入など使用料の削減についても検討していく必要があると考えている。
薬品費に関する事項	薬品費の削減については、今後の課題であると考えている。薬品費の抑制となる機器への更新が不可欠だが、機器の更新については最適整備構想を策定し検討する予定である。
修繕費に関する事項	特に処理場設備を標準耐用年数の1.5倍程度は利用し長寿命化を図るために、更新費を抑制する代わりに更新費ほどではないが修繕費が増加する。設備の更新のタイミングは最適整備構想に基づき実施する予定。
委託費に関する事項	委託業務について検討し、経費の削減、効率化を図る必要があると考えている。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など、財源の確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組んでいく必要性があると考えている。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3~5年ごとに見直しを図る。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分については更新する。なお、現在法適用への移行を検討しているため、移行となつた際は、適用後の会計に基づき、経営戦略を見直す予定である。また、緊急性の高い更新事業の発生等によっては、投資・財政計画の大きな変更もありえ、その場合には経営状況の安定を第一に考え、より効率的な投資・財政計画となるように見直しを図っていく。
---------------------	---

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

(单位:千円、%)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年 度	前々年度 (決算)〔決算見込〕	本年度 30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	備考
区分	年 度	前年度 (決算)〔決算見込〕	本年度 30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J) △ 1,394	△ 3,855									
積 立 金	(K)											
前年度からの繰越金	(L)	5,249	3,855	500	500	500	500	500	500	500	500	500
前年度繰上充用金	(M)											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,855		500	500	500	500	500	500	500	500	500
翌 年 度 へ 繰り越すべき財源	(O)											
実 質 収 支	黒字(P) 赤字(Q)	3,855	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	69	45	48	47	45	44	44	43	44	46	49
地方財政法施行令第16条第1項により算定した(R)額	不足											
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	31,886	31,731	32,476	31,802	31,128	30,435	29,724	29,031	28,338	27,608	26,896	26,316
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S) × 100)												
資 金 不 足 の 比 率												
健全化法施行令第16条により算定した(T)額	不足											
健全化法施行規則第6条に規定する(U)額	不足											
健全化法施行令第17条により算定した(V)規模												
健全化法第22条により算定した(W)比率												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)											
地 方 方 債 債 繼 入 金	(X)	906,697	848,747	789,184	748,657	83,911	809,963	757,392	692,967	661,937	618,864	564,921
○他会計繰入金												519,135
区分	年 度	前々年度 (決算)〔決算見込〕	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		43,969	19,355	22,633	21,642	20,789	20,927	20,604	19,701	18,693	18,219	17,840
うち 基 準 内 繰 入 金		43,969	19,355	22,633	21,642	20,789	20,927	20,604	19,701	18,693	18,219	17,322
うち 基 準 外 繰 入 金												
資 本 的 収 支 分		32,182	57,950	59,564	63,267	76,898	70,458	67,242	65,505	63,482	55,450	53,943
うち 基 準 内 繰 入 金		2,060	2,113	2,167	2,214	2,691	2,466	2,353	2,293	2,222	1,941	45,786
うち 基 準 外 繰 入 金		30,122	55,837	57,397	61,053	74,207	67,992	64,889	63,212	61,260	53,509	44,183
合 計		76,151	77,305	82,197	84,909	97,687	91,385	87,846	85,206	82,175	73,669	63,108